

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

- 1 専決処分の内容 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和 6 年 3 月 30 日

専決処分第 8 号

専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和 3 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)

<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。